

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 19 日 (金) 第 184 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 川内港港湾計画の変更の概要 (港湾空港課取扱い) 4

## 内水面漁場管理委員会公表

- 第 5 種共同漁業権に基づく令和 3 年の増殖目標数量等の公表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第192号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
高柳水道株式会社	薩摩川内市尾白江町3075番地1	高柳水道株式会社	薩摩川内市尾白江町3075番地1	高柳 朋宏	令和 3 年 1 月 5 日	特定福祉用具販売

## 鹿児島県告示第193号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションまごころ	鹿屋市寿四丁目3034番地21	有限会社トウエイ	鹿屋市寿四丁目3034番地21	山下 哲也	令和 3 年 2 月 1 日	訪問介護
通所介護咲良祁答院蘭牟田	薩摩川内市祁答院町蘭牟田1805	一般社団法人JapanHospitality	兵庫県神戸市北区若葉台四丁目	大石麻瑳央	令和 3 年 2 月 1 日	通所介護

	番地 5	LearningCenter	8 番 11 号			
特別養護老人ホーム恵比須	枕崎市宮田町 181番地	社会福祉法人秀 京会	枕崎市宮田町 181番地	鮫島 秀弥	令和 3 年 2 月 1 日	短期入所 生活介護
くすのき	南さつま市加世 田本町50-20	有限会社グルー プホーム加世田	南さつま市加世 田本町50-20	楠元 慶明	令和 3 年 2 月 1 日	福祉用具 貸与
くすのき	南さつま市加世 田本町50-20	有限会社グルー プホーム加世田	南さつま市加世 田本町50-20	楠元 慶明	令和 3 年 2 月 1 日	特定福祉 用具販売

## 鹿児島県告示第194号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

施 設		指定介護老人福祉施設の開設者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
特別養護老人ホーム恵比須	枕崎市宮田町 181番地	社会福祉法人秀 京会	枕崎市宮田町 181番地	鮫島 秀弥	令和 3 年 2 月 1 日	介護福祉 施設サー ビス

## 鹿児島県告示第195号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃 止 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
高柳水道株式会社	薩摩川内市尾白 江町3075番地 1	高柳水道株式会 社	薩摩川内市尾白 江町3075番地 1	高柳 朋宏	令和 3 年 1 月 5 日	特定介護 予防福祉 用具販売

## 鹿児島県告示第196号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
くすのき	南さつま市加世 田本町50-20	有限会社グルー プホーム加世田	南さつま市加世 田本町50-20	楠元 慶明	令和 3 年 2 月 1 日	介護予防 福祉用具 貸与
くすのき	南さつま市加世 田本町50-20	有限会社グルー プホーム加世田	南さつま市加世 田本町50-20	楠元 慶明	令和 3 年 2 月 1 日	特定介護 予防福祉 用具販売

## 鹿児島県告示第197号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び農道整備）第四肝付地区

の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 2 月 22 日から同年 3 月 22 日まで
- 3 縦覧場所  
肝付町役場農業振興課  
肝付町内之浦総合支所林務水産課

**鹿児島県告示第198号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（農地保全整備）（農業用排水施設整備）第二甫木地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 2 月 22 日から同年 3 月 22 日まで
- 3 縦覧場所  
鹿屋市串良総合支所産業建設課

**鹿児島県告示第199号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
仮屋 2 地区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市伊敷二丁目312番1 2号 鹿児島市伊敷二丁目308番1 3号 鹿児島市伊敷二丁目307番1 4号 鹿児島市伊敷二丁目314番10
玉里後谷地区	次に掲げる標柱の14号から20号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の14号と20号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 14号 15号 16号 17号 鹿児島市玉里町3419番1 20号 18号 鹿児島市玉里町3418番6 19号 鹿児島市玉里町3417番1

坂元1地区	次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 8号 2号 3号 4号 5号 6号 7号	標柱の所在地 鹿児島市坂元町2054番1 鹿児島市坂元町2062番 鹿児島市坂元町2061番イ 鹿児島市坂元町2058番5 鹿児島市坂元町2058番2 鹿児島市坂元町2055番2
坂元4地区	次に掲げる標柱の5号と6号を直線で結んだ線、同標柱の5号と7号を直線で結んだ線、同標柱の6号と8号を直線で結んだ線及び同標柱の7号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 5号 6号 7号 8号	標柱の所在地 昭和56年4月20日鹿児島県告示第709号の3（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち坂元4地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の5号 既指定区域の標柱の6号 鹿児島市坂元町2492番6 鹿児島市坂元町2491番4
ドウメキ地区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号	標柱の所在地 鹿児島市坂元町1288番1 鹿児島市坂元町1289番4 鹿児島市坂元町1289番5 鹿児島市坂元町1262番1 鹿児島市坂元町1263番28 鹿児島市坂元町1263番34 鹿児島市坂元町1263番1 鹿児島市坂元町1263番36 鹿児島市坂元町1263番9 鹿児島市坂元町1288番10

鹿児島県告示第200号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、川内港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の川内港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

令和3年2月19日

川内港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

令和元年11月29日鹿児島県告示第544号によりその概要を告示した川内港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 土地造成計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
唐浜地区	5 (5)	埠頭用地

備考 括弧書は、港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

2 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
唐浜地区	21（21）	埠頭用地
	1（1）	交通機能用地
	2（2）	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

3 その他の計画

小型船だまり計画（変更）

地区名	港湾施設の種類
久見崎地区	航路，泊地，物揚場，船揚場

**内水面漁場管理委員会公表**

第5種共同漁業権に基づく令和3年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官）により，漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の令和3年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

令和3年2月19日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿内共第1号	広瀬川漁業協同組合	kg 600	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は，次のものを標準とする。
鹿内共第2号	高尾野内水面漁業協同組合	150	0		40		50			あゆ 5グラム
鹿内共第3号	高松川漁業協同組合	30	0		30		50			
鹿内共第4号	川内川漁業協同組合	200	0	40	50		200		10	ふな 10グラム
	川内市内水面漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	うなぎ
鹿内共第5号	川内川漁業協同組合	20	0	10	5					10グラム
	川内市内水面漁業協同組合	20	0	30	10					ただし，成鰻を放流する場合は増殖目標数量の3倍を目安とする。
	川内川上流漁業協同組合	20	0	10	20					
鹿内共第6号	川内川上流漁業協同組合	230	0	40	80	30		10		
鹿内共第8号	川辺広瀬川漁業協同組合	40	0		40		200		20	やまめ 5グラム
鹿内共第9号	甲突川漁業協同組合	150	0		20		250			もくずがに
鹿内共	思川漁業協同									甲幅3セ

第 10 号	組合	30	0		20		30			ンチメートル おいかわ 体長 5 センチメートル てながえび 5 グラム
鹿 内 共 第 11 号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					
鹿 内 共 第 12 号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					
鹿 内 共 第 13 号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	20	50					
	松永漁業協同 組合	400	0	20	40					
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	50	50					